



高額医療・高額介護合算制度 申請の案内の確認を

国民健康保険と後期高齢者医療制度で、25年8月1日から26年7月31日までの医療と介護の自己負担額（高額療養費などの支給がある場合は、その支給額を差し引いた負担額）を合計し、年間の自己負担限度額（下表）を超えた場合、申請により超えた金額が高額医療・高額介護合算療養費として後から支給されます。ただし、500円以下の場合を対象となりません。また、住民票上同じ世帯でも、加入している健康保険が異なる場合は別世帯となり合算できません。

対象者については、26年12月に申請の案内を送付しています。詳しくは国保加入者の場合、国民健康保険課給付担当 ☎ (740) 2006、後期高齢者医療保険加入者は県後期高齢者医療広域連合 ☎ 078 (326) 2023 へ。

高額介護合算療養費自己負担限度額（年額）

○70歳未満の国保加入者

上位所得者※1	一般	住民税非課税世帯※2
126万円	67万円	34万円

※1) 同一世帯全ての国保加入者の基礎控除後の所得の合計額が600万円超の世帯の人

※2) 同一世帯の世帯主と全ての国保加入者が住民税非課税世帯の人

○70歳以上の国保加入者および後期高齢者医療加入者

現役並み所得者※3	一般	低所得Ⅱ※4	低所得Ⅰ※5
67万円	56万円	31万円	19万円

※3) 同一世帯に「住民税課税標準額が145万円以上の70歳以上の国保と後期高齢者医療加入者(本人含む)」がいる世帯の人

※4) 同一世帯の世帯主と全ての国保加入者(後期高齢者医療加入者の場合は世帯全員)が住民税非課税世帯の人

※5) 同一世帯の世帯主と全ての国保加入者(後期高齢者医療加入者の場合は世帯全員)が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円になる世帯の人。自己負担限度額は基準日時点(計算期間の末日、通常7月31日)の区分で適用

かわにし生活景カレンダーを販売 はがき絵の募集も

川西の魅力発信のため、市民の皆さんから応募いただいた「生活景はがき絵」を活用し、今年のカレンダーを作成しました。市役所5階都市計画課にて1冊300円で販売しています。川西の身近な景観の魅力を感じてください。詳しくは同課 ☎ (740) 1201 へ。

【かわにし生活景はがき絵を募集】

私たちの生活の中にある、魅力的な風景を描いたはがき絵を。都市計画課や各行政センターなどに備え付けの募集案内（市ホームページからもダウンロード可）に記載の必要事項を書き、7月31日(金)までに ☎ 666—8501・同課へ郵送を。



中央公園とせせらぎ遊歩道 ワークショップ参加者募集

キセラ川西に整備する「中央公園およびせせらぎ遊歩道」の利活用と運営について、市民の皆さんと一緒に考えるためのワークショップ参加者を。

とき＝1月17日(土)、2月7日(土)、3月8日(日)▷対象＝18歳以上の市内在住・在勤・在学者▷定員＝30人▷申込み＝市役所5階の地区整備課に備え付けの応募用紙（市ホームページからもダウンロード可）に必要事項を書き、1月9日(金)までに ☎ 666—8501・同課へ郵送を。ファクス (740) 1330 可。定員超過の場合は抽選▷問合せ＝地区整備課 ☎ (740) 1207 へ

仕事と日常生活のバランス、取れていますか？ ワーク・ライフ・バランスについての講演会を開催

男女共同参画社会の実現に向けて、多様な働き方やライフスタイルが選択・実現できるよう、「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて一から働き方を変えれば、未来が変わる」をテーマに、ワーク・ライフ・バランスコンサルタントの榎本千里さんを講師に、講演会を。詳しくはこども・若者政策課 ☎ (740) 1246 へ。

とき＝2月12日(木)午後2時～3時半▷ところ＝市役所7階会議室▷対象＝市内事業者と市民▷定員＝先着50人▷申込み＝市役所2階の同課と

男女共同参画センター、各行政センターに備え付けの申込用紙（ホームページからもダウンロード可）に必要事項を書き、1月5日(月)からファクスで同課FAX (740) 1339 へ。電話または直接持参も可。



広告入り番号案内表示機 無償提供可能な事業者を募集

市役所1階南玄関横の待合スペースに設置する「広告入り番号案内表示機」を無償提供できる事業者を募集します。募集期間は1月15日(木)から2月10日(火)までです。

市役所1階の市民課に備え付けの申請書（市ホームページからもダウンロード可）に必要事項を書き、必要書類を添えて、☎ 666—8501・同課へ郵送もしくは持参を。詳しくは同課 ☎ (740) 1166 へ。

学校給食の廃食油、残飯・残菜 引き取り業者登録申請

学校給食の実施に伴って発生した廃食油、残飯・残菜を、各種製品の原材料（有価物）として引き取り、活用する業者の登録申請（27年度と28年度の2年間）を1月15日(木)から30日(金)まで市役所3階の学務課（学校給食会事務局）で受け付けます。申請書は1月5日(月)から同課で配付。詳しくは同課 ☎ (740) 1243 へ。

学校給食物資納入業者 追加登録申請を受け付け

27年度（1年間）の追加登録申請を、1月15日(木)から30日(金)まで市役所3階の学務課（学校給食会事務局）で受け付けます。申請書は1月5日(月)から同課で配付。詳しくは同課 ☎ (740) 1243 へ。

障害者控除対象者認定書・ おむつ代の医療費控除の証明の申請

昭和25年1月1日以前に出生し、平成26年12月31日現在、介護保険の要支援・要介護認定を受けている人は、障害者手帳などの交付がなくても、26年分所得税および27年度市・県民税の「障害者控除」の対象になる場合がありますので、申請により「障害者控除対象者認定書」を交付します。なお、24年以降の申請書で「次年度以降の交付を希望する」にチェックした対象者には27年1月中旬に送付します。

また、おむつ代について医療費控除を2年目以降も受ける場合、要支援・要介護認定者は申請により主治医意見書（寝たきり度や尿失禁の有無）を確認の上、「おむつ代の医療費控除確認書」を交付します。詳しくは長寿・介護保険課 ☎ (740) 1148 へ。

普通救命講習会 誰かの命を救うために

心肺蘇生法やAEDの使用法の講習会を下表の通り開催します。普通救命講習Ⅰ・Ⅱと実技救命講習は主に成人に対する講習で、普通救命講習Ⅱは福祉施設職員やスポーツインストラクターなど、職業上、応急対応を期待される人向けです。（一般も受講可）。普通救命講習Ⅲは主に小児（乳児を含む）に対する心肺蘇生法実技講習です。実技救命講習は、救命入門コースを受講済みの人が対象。定員は各コース先着40人。参加賞あり。受け付けは各受付開始日以降に同本部消防課へ。詳しくは同本部消防課 ☎ (759) 9980 へ。

【普通救命講習Ⅰ】（3時間講習）

開催日	講習時間	受付開始日
1月30日(金)	13:00～16:00	1月5日(月)
2月23日(月)	13:00～16:00	2月2日(月)
3月5日(木)	13:00～16:00	2月9日(月)

【普通救命講習Ⅱ】（4時間講習）

開催日	講習時間	受付開始日
1月20日(火)	13:00～17:00	受付中

【普通救命講習Ⅲ】（3時間講習）

開催日	講習時間	受付開始日
3月24日(火)	13:00～16:00	3月2日(月)

【実技救命講習】（2時間講習）

開催日	講習時間	受付開始日
2月10日(火)	13:00～15:00	1月19日(月)

※都合により開催日を変更する場合があります

納期限は2月2日(月)です

○市・県民税〈第4期〉

課税に関する問い合わせは市民税課 ☎ (740) 1132、納付については市税収納課 ☎ (740) 1134 へ。

○国民健康保険税〈第7期〉

○後期高齢者医療保険料〈第7期〉

○介護保険料〈第7期〉

納付は安心便利な口座振替で。市内の指定金融機関へ申し込んでください。詳しくは保険収納課 ☎ (740) 1177、長寿・介護保険課 ☎ (740) 1148 へ。

1月25日に市税と保険税（料）、 保育料・育成料の 休日納付相談窓口を開きます

1月25日(日)午前9時半から午後4時まで、市役所1階の保険収納課 ☎ (740) 1177 と長寿・介護保険課 ☎ (740) 1148、2階の市税収納課 ☎ (740) 1134 と児童保育課 ☎ (740) 1175 で。

